

平成28年6月29日

株主各位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山口 一城

第84回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
- 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金10円、総額394,940,100円、その効力が生じる日を平成28年6月30日とすることに決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
(新設)	<u>第31条（補欠監査役）</u> <u>法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2 補欠監査役を選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。</u> <u>3 補欠監査役を選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>第31条 ↳ 第40条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>4 <u>第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項に定める期間を超えることはできない。</u></p> <p>第32条 ↳ 第41条</p> <p>(現行どおり)</p>
--	---

- 第3号議案** 株式併合の件
本件は、原案どおり承認可決され、平成28年10月1日をもって、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で154,000,000株を15,400,000株へ変更することに決定されました。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
本件は、原案どおり監査役に森 治樹、社外監査役として進藤直滋の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案** 補欠監査役2名選任の件
本件は、原案どおり社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として中村裕二、社外監査役の補欠の監査役として葛井真作の両氏がそれぞれ選任されました。なお、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。
- 第6号議案** 買収防衛策更新の件
本件は、原案どおり承認可決され、当社定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的に、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任する、買収防衛策の更新がなされました。

以 上